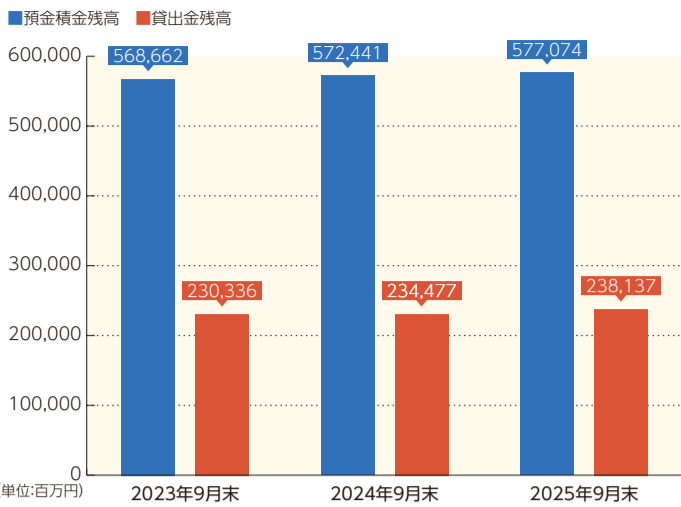
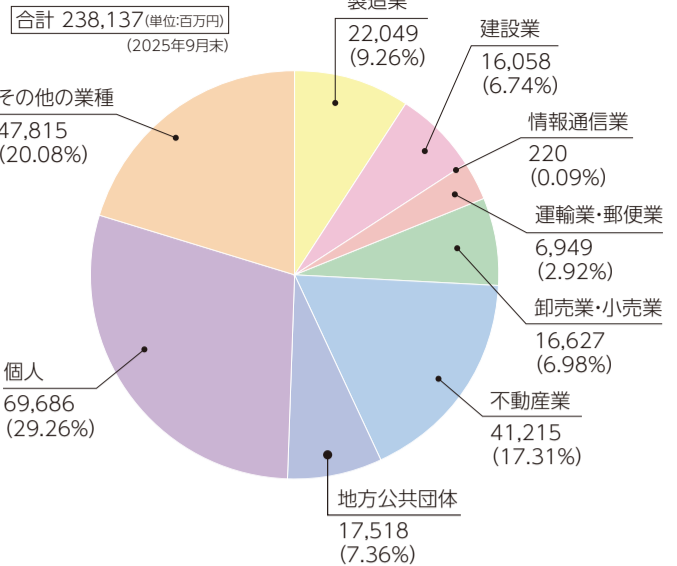


業績ハイライト

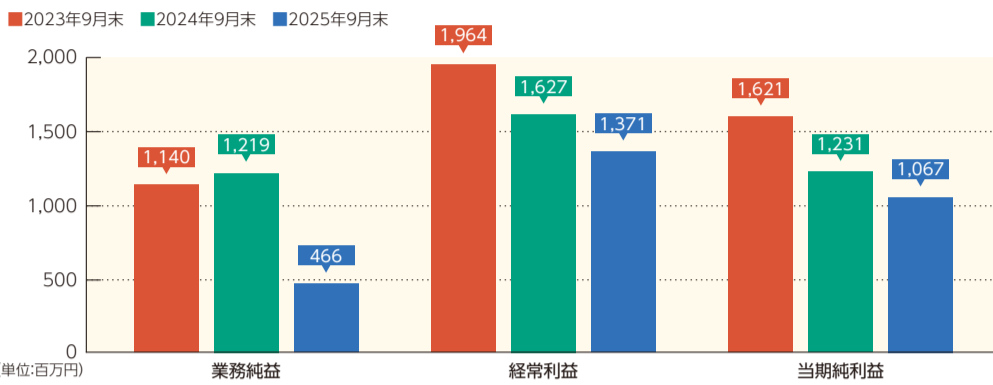
■預金積金・貸出金残高



■貸出金業種別残高



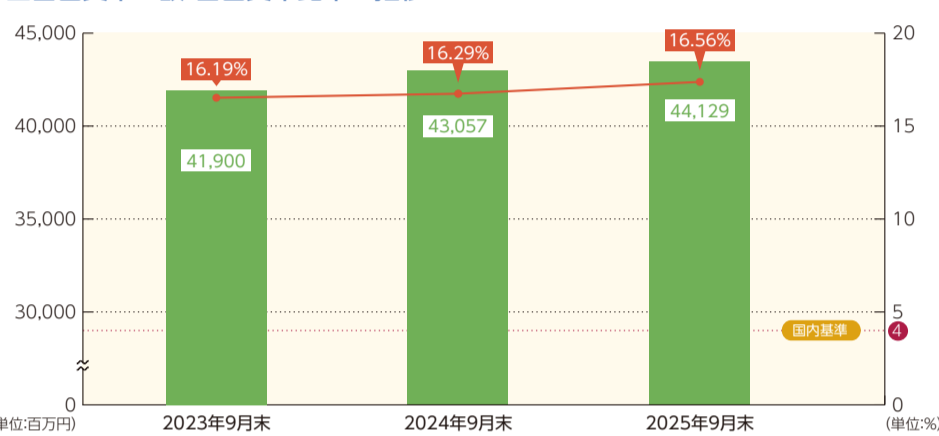
■収益の状況



業務純益は4億66百万円、
経常利益は13億71百万円、
当期純利益は10億67百万円と
なりました。

(注)業務純益とは、金融機関本来の業務による
利益のことで、貸出金利息などの資金運用
収益をはじめとする「業務収益」から、預金
利息などの資金調達費用と人件費および
物件費などの経費を合計した「業務費用」
を差し引いたものです。

■自己資本の額・自己資本比率の推移



自己資本の額は、利益の積み上げなど
により2024年9月末に比べて10億71
百万円増加の44億29百万円となりま
した。

単体自己資本比率は16.56%であり、
国内基準の4%を大きく上回る高い健全
性を維持しております。

自己資本の構成に関する事項

項目	2023年9月末	2024年9月末	2025年9月末
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	43,190	44,418	45,630
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	1,290	1,361	1,501
自己資本の額(イ)-(ロ)=(ハ)	41,900	43,057	44,129
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	258,710	264,239	266,426
単体自己資本比率(ハ)/(ニ)	16.19%	16.29%	16.56%

■信用金庫法開示債権および金融再生法開示債権の保全・引当状況

区分	2025年9月末				
	開示残高 (a)	保全額 (b)		保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	2,073	2,073	1,346	100.00%	100.00%
危険債権	11,743	9,920	8,515	84.47%	43.51%
要管理債権	817	425	424	52.08%	0.31%
三月以上延滞債権	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	817	425	424	52.08%	0.31%
小計(A)	14,634	12,419	10,287	84.86%	49.04%
正常債権(B)	225,039				
総与信残高(A)+(B)	239,674				

(注)金額は単位未満を切り捨て、率については小数点第3位を切り捨てて表示してあります。

用語の解説

- 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」および「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 「正常債権(B)」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」以外の債権です。
- 「担保・保証等による回収見込額(C)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金(D)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還および利息の支払の全部または一部について保証しているもの)であって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息および仮払金ならびに債務保証見返の各勘定に計上されるものならびに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借または賃貸借契約によるもの)に限る。です。

■有価証券の時価情報

- ・売買目的有価証券は該当ありません。
- ・商品有価証券は該当ありません。

満期保有目的の債券

区分	種類	2025年9月末		
		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	7,700	7,549	△150
	社債	-	-	-
	その他	4,400	3,900	△499
合計	12,100	11,449	△650	

(注)1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。

その他有価証券

区分	種類	2025年9月末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	8,062	5,595	2,466
	債券	1,815	1,801	14
	国債	493	491	1
	地方債	719	709	9
	社債	602	600	2
	その他	41,090	36,654	4,435
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,598	1,713	△114
	債券	173,175	189,614	△16,438
	国債	43,278	50,153	△6,874
	地方債	44,055	48,071	△4,015
	社債	85,840	91,389	△5,548
	その他	50,231	55,379	△5,147
合計	275,973	290,757	△14,784	

(注)1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.上記の「その他」は外国証券および投資信託等です。
3.市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等および組合出資金

区分	2025年9月末
子会社等株式(※1)	10
非上場株式(※1)	14
組合出資金(※2)	1,584
合計	1,608

(※1)子会社等株式、非上場株式については、企業用会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2)組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。